

大阪府環境管理施策の今後のあり方施策一覧

No.	分野	目標	基本方針 (主なもの)			施策事業名称	目的	内容	関連する SDGs ゴール	取組指標	2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係				2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係(詳細)								
			①	②	③						①中長期的かつ世界的な視野 (詳細)	②環境・社会・経済の統合的向上		③中長期的かつ世界的な視野 (詳細)	④環境・社会・経済の統合的向上								
			①中長期的かつ世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上	③中長期的かつ世界的な視野							④環境・社会・経済の統合的向上											
											①中長期的かつ世界的な視野 (詳細)		②環境・社会・経済の統合的向上		③中長期的かつ世界的な視野 (詳細)		④環境・社会・経済の統合的向上						
											①中長期的かつ世界的な視野 (詳細)		②環境・社会・経済の統合的向上		③中長期的かつ世界的な視野 (詳細)		④環境・社会・経済の統合的向上						
大気環境分野、水環境分野、化学物質対策分野に係る施策																							
1	大気環境 水環境 化学物質	ダイオキシン類について、府域の環境状況を継続的に把握する。				ダイオキシン類常時監視	ダイオキシン類について、府内の環境状況を継続的に把握すること。	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、河川・海域(水質、底質)、地下水質、土壌のダイオキシン類の常時監視を行い、府内の汚染状況を把握します。	3 6 11 14	-大気7地点、河川水質・底質21地点、海域水質・底質9地点。 -地下水質6地点、土壌6地点 【参考】2020年度実績 -大気10地点、河川水質・底質21地点、海域地下水質10地点、土壌10地点	○	○	○	○	世界的な課題であるダイオキシン類による環境汚染問題の解決に向けた基礎データを提供するため	ダイオキシン類の環境基準の超過率について情報提供を行い、リスク影響の最小化に寄与するため	快速・安全な環境の維持・創出のための基礎データの提供に寄与するため						
大気環境保全分野に係る施策																							
2	大気環境	固定発生源(工場・事業場)からのばい煙等発生を抑制することにより、生活環境保全目標を全地点達成している項目については、その状態を維持する。また、ダイオキシン類については、届出対象施設設置者の自主測定結果の報告を奨励、確認し、基準の遵守等適切な運用を確認する。さらにPM2.5の生活環境保全目標を全地点で達成する。				大気汚染防止のための事業所規制	事業所に対して大気汚染物質の排出規制を行い、大気環境基準を達成すること。	大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく施設等の設置・変更の事前届出について、ばい煙(NOx、SOx)ほ外的に、有害物質、環境化学物質、一般粉じん、水銀、ダイオキシン類等の排出基準、設備稼働基準に適合しているかを審査し、必要に応じて改善指導を行います。 また、法・条例による規制の有効性を確保するため、施設の稼働状況や排ガス測定結果の立入検査を行うこととし、事業者の自覚・自主的な改善を促すための指導を行います。また、規制基準の適合状況を把握するため、行政による排ガス等の測定を実施します。	3 9 11	-法、条例対象施設の前届出に対して、規制基準に適合しているか確認するとともに、適合していない場合は速やかに改善するよう指導を実施する。 -規制基準の適合状況確認のため、苦情の有無や排ガス量の把握等に際しては事業所に立入検査を行い、取壊し及び指導等を実施する。 -行政による排ガス等の測定を実施する。	○	◎	○	○	中長期的課題である大気汚染の改善に向けた施策事業であるため	汚染者負担の原則に則った環境規制であるため	事業者に対するばい煙、有害物質等の規制を推進することにより、良好な大気環境の保全に寄与するため	良好な大気環境の保全・創出を図る取組みであるため					
3	大気環境	大気汚染防止法に基づいて大気汚染常時監視を実施し、生活環境保全目標を達成する。 PM2.5も含め、全地点で目標達成している項目については、その状態を維持する。				微小粒子状物質(PM2.5)の現状把握と的確な注意喚起の実施	PM2.5について効果的な対策を行うための、基礎的な情報を蓄積して継続的に行い、監視データを市民に分かりやすく提供することとし、府民の安全・安心を確保するため、PM2.5の情報や注意喚起を的確に発信すること。 また、PM2.5の成分分析結果等を用いた解析を行い、発生源等別割合の推計等についての知見を蓄積すること。	府管理の測定局25局で自動測定による連続測定を行い、結果をホームページで分かりやすく提供するとともに、専用ホームページで分析を行うことにより、府内におけるPM2.5の構成成分の把握と季節変動を把握します。 また、PM2.5濃度が急激に変化する場合は、注意喚起の情報を防災情報メール等により速やかに発信します。 さらに、測定結果と発生源対策に係る関係の調査・統計状況を踏まえ、効果的な削減対策を進めるため、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所と連携し、PM2.5の発生源からの寄与の解析等について調査研究を行います。	3 9 11	-環境大気中の微小粒子状物質の状況把握(常時観測：18局、自観測：9局、うち成分分析：2局)	○	◎	○	○	環境を越えた広域的な課題となっているPM2.5問題の解決に向けた基礎データを提供するため	PM2.5濃度の現状を連続測定により適切な基礎データを提供するため							
4	大気環境	-発令時には対象工場にその情報を迅速かつ正確に伝達するとともに、工場からのNOxやVOCの排出量を削減する。 -VOC排出削減率2019年度実績(1,000トン)から削減する。				光化学オキシダント(VOC)対策の推進	府民の健康を守るため、光化学オキシダント(VOC)の排出量を削減すること。	VOCの排出規制を着実に実施するとともに、化学物質管理規制に基づく事業者による適切な管理等を推進する。 また、光化学オキシダント等の発令時には、健康被害の未然防止のため府民への周知を行うこととし、削減措置の対象工場→NOxやVOC削減指導を行います。	3 11	-VOCの排出抑制	○	◎	○	○		工場・事業場に対し、VOCの排出規制・指導を前案に実施するとともに、光化学オキシダント発令時には、緊急時対応工場にNOxやVOCの削減要請を行うこと、事業者の適正な管理等を促進し、府民の健康被害の防止を図る。	NOxやVOCの排出抑制等を促進すること、府民の生活環境を保全するとともに、大気環境の改善を図る。						
5	大気環境	解体工事等におけるアスベスト飛散防止対策を徹底し、健康被害のリスクを抑制する。				アスベスト飛散防止対策等の推進	府民の健康を守るため、建築物等の解体・改修・修繕に係るアスベスト飛散防止の徹底を図ること。	大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく立入検査、石綿濃度測定を実施するとともに、建設作業員の健康被害を防止し、有害物質の排出抑制や届出対象規模未達の解体現場等の立入検査を行います。 また、2017年度以降実施された規制対象の拡大等の規制強化について、事業者等への周知や立入検査の実態により現場管理の徹底を図ります。 「アスベスト飛散防止推進月間」を位置付けている6月に解体現場の府域一斉パトロールを実施するほか、府民・事業者を対象とした飛散防止対策セミナーを開催(市町村)と「大阪府「みんなで防止!! 石綿飛散」推進会議」を開催し、徹底した石綿飛散防止対策の周知の取組の共有を行います。 また、災害時の石綿飛散防止に係る備置について府民等への周知を行います。	3 9 11	-解体現場等の立入検査 -規制の拡大に伴う石綿濃度測定(分析は(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所により実施) -石綿飛散防止対策セミナー等の開催	○	◎	○	○	中長期的課題である大気汚染の改善に向けた施策事業であるため	解体工事等施工者への規制及び関係者への周知により大気環境への石綿飛散による住民等の健康リスクを低減させるため	良好な大気環境の保全・創出を図る取組みであるため						
6	大気環境	大気汚染防止法に基づいて大気汚染常時監視を実施し、生活環境保全目標を達成する。 二酸化窒素については、①全年度生活環境保全目標(0.06ppm以下)を達成し、さらに②全年度0.04ppm以下を達成する。 光化学オキシダントについては、18時間0.12ppm(注意喚起レベル)未満を全ての測定地点で達成する。 PM2.5も含め、全地点で目標達成している項目については、その状態を維持する。				大気汚染常時監視	府域の大気汚染状況の常時監視、分析を行い、環境基準の適否と環境の現状を把握するとともに、健康被害等の未然防止を図ること。	大気汚染測定局を整備するとともに国設測定局の維持管理を担い、大気汚染状況を継続的に監視し、環境基準の適否を評価、公表します。また、光化学オキシダントやPM2.5について、常時監視及び成分分析を行い、環境の現状を把握します(成分分析は、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所により実施)。 長期間の曝露により健康被害が懸念される有害大気汚染物質について、汚染状況の把握のための調査を実施します(分析は、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所により実施)。 健康被害が懸念される石綿について、大気中濃度を継続的に監視します。	3 9 11	-大気汚染常時監視27局(国設局2局を含む) -微小粒子状物質監視25局(国設局2局を含む) -成分分析2局 -有害大気汚染物質モニタリング6地点 -石綿飛散モニタリング4地点	○	◎	○	○	光化学オキシダント等の問題の解決に向けた基礎データを提供するため	大気汚染状況を継続的に監視し、環境基準の達成状況を含め、府民に対し必要な情報提供を行うため	大気環境の維持・創出のための基礎データの提供に寄与するため						
7	大気環境	大阪府自動車排出量削減目標及び自動車排出量削減目標達成計画の目標を達成する。 ※第4次計画はR5年度に策定予定				自動車NOx・PM総量削減対策の推進	自動車NOx・PM総量削減対策の推進	関係機関(関係市町村、道路管理者等)と連携し、交差点対策(右折レーン設置等の添削対策)等の交通流対策の取組、エコドライブの推進や電動車の普及促進等の取組を協力的に実施します。 併せて、道路交通センターや自動車輸送統計調査などを活用し、道路交通の状況や自動車輸送量等を把握するとともに、自動車環境対策の進捗状況を把握します。また、グリーン購入法や大阪府グリーン調達実施要綱による、物品納入業者に対するグリーン調達等の指導を行います。	3 9 11	◎	◎	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	環境負荷の低い製品(自動車)の代替を促進し、環境課題の改善に寄与するため	電動車の導入促進により、環境性能の高い自動車の普及に寄与するため	関係機関と連携し、自動車環境対策を推進することにより、良好な大気環境の保全に寄与するため	良好な大気環境の保全・創出を図る取組みであるため
水環境保全分野に係る施策																							
8	水環境	-河川BODの生活環境保全目標を達成する。				水質汚染防止の事業所規制	水質汚染防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく施設等の設置・変更の事前届出を義務付け、生物化学的酸素要求量(BOD)や有害物質等の排水基準、設備稼働基準に適合しているかを審査し、必要に応じて改善指導を行います。 また、規制の有効性を確保するため、届出施設に対して立入・採水検査を実施し、排水基準や施設等の構造基準の遵守指導を行います。	法・条例に基づく施設の設置・変更の事前届出を義務付け、生物化学的酸素要求量(BOD)や有害物質等の排水基準、設備稼働基準に適合しているかを審査し、必要に応じて改善指導を行います。 また、規制の有効性を確保するため、届出施設に対して立入・採水検査を実施し、排水基準や施設等の構造基準の遵守指導を行います。	3 6 11 14	-排水基準が適用される事業所に、立入・採水検査を実施 -施設等の構造基準が適用される事業所に、立入検査を実施 -環境保全目標超過河川に対する発生源調査と排出事業者に対する指導、啓発を実施	○	◎	○	○	中長期的かつ世界的な課題である劣悪な水質及び衛生上の向上に寄与するため	汚染者負担の原則に則った環境規制であるため	事業者に対する水質汚染物質等の排出規制及び有害物質の地下浸透規制を推進し、水質の向上と健全を図り、良好な水環境に寄与するため	良好な水環境の創出・保全に寄与するため					
9	水環境	府域全市町村の生活排水処理率の向上をめとし、特に適正処理率が低い自治体の底上げを図る。				生活排水対策の推進	河川等の汚染の原因の約8割を占める生活排水の負荷を削減するため、「市町村生活排水処理計画」の策定を促し、生活排水処理施設の効率的・効果的な整備を促進し、生活排水処理施設の効率的・効果的な整備を促進します。 また、「大阪府生活排水対策推進月間」(2月)を中心に啓発活動を通じて、家庭での生活排水対策の実践の浸透を図ります。	河川等の汚染の原因の約8割を占める生活排水の負荷を削減するため、「市町村生活排水処理計画」の策定を促し、生活排水処理施設の効率的・効果的な整備を促進し、生活排水処理施設の効率的・効果的な整備を促進します。 また、「大阪府生活排水対策推進月間」(2月)を中心に啓発活動を通じて、家庭での生活排水対策の実践の浸透を図ります。	3 6 14	-「市町村生活排水処理計画」見直し予定市町村等を対象として、セリング等技術的支援を実施 -生活排水対策に関する街頭啓発やパネル表示等を実施	○	◎	○	○	中長期的かつ世界的な課題である劣悪な水質及び衛生上の向上に寄与するため	下水処理や合併浄化槽の整備等により、生活排水による河川等への汚染負荷の削減につながるため	生活排水対策の推進により、水質の向上と健全を図り、良好な水環境に寄与するため	良好な水環境の創出・保全に寄与するため					

No.	分野	目標	基本方針 (主なもの)			施策事業名称	目的	内容	関連する SDGs ゴール	取組情報	2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係				2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係(詳細)			
			①	②	③						①中長期的かつ世界的な視野 (詳細)	②環境・社会・経済の統合的向上		③中長期的かつ世界的な視野 (詳細)		④環境・社会・経済の統合的向上	⑤環境・社会・経済の統合的向上	
												①中長期的かつ世界的な視野	②外部性の内部化(詳細)	③外部性の内部化(詳細)	④環境・社会・経済の統合的向上			⑤環境・社会・経済の統合的向上
10	水環境	総量削減計画に示す目標年度において、COD、窒素(T-N)、りん(T-P)の削減目標を達成する。				総量削減計画の進捗管理	府内から発生し大阪湾に流入する化学的酸素要求量(COD)、窒素(T-N)、りん(T-P)の量を削減し、閉鎖性水域である大阪湾の水環境の改善を図ること。	8 14	-2021年度のCOD、T-N、T-Pの発生負荷量を把握し、発生負荷削減の進捗管理を行う。	○	◎	◎	◎	中長期的かつ世界的な視野である海洋環境や生物多様性の保全につながる取組であるため	総量削減計画に基づく取組により、閉鎖性水域である大阪湾の水環境の改善を図るため。			
11	水環境	水質汚濁防止法に基づいて公共用水域の水質等の常時監視を実施し、河川BODの生活環境保全目標を達成するとともに、流域におけるBODの改善を図る。				公共用水域常時監視	公共用水域及び地下水の水質を常時監視し、環境基準の適合と今後の結果を把握すること。 また、環境省からの委託により大阪湾の水質等の調査を実施すること。	3 6 11 14	-河川(水質57地点、底質11地点) -海軍(水質13地点、底質3地点) -地下水(環境調査20地点、雑糞監視調査40地点) -環境省委託調査(大阪湾海域(水質)2地点、底質)2地点	○	◎	◎	◎	世界的な課題である水資源問題の解決に向けての基礎データを提供するため	健康項目の環境基準の超過等について情報提供を行い、リスク影響の最小化に寄与するため			
12	水環境	大阪湾流域における水質改善・生物が生きやすい場創出等の環境改善の取組を推進する。				豊かな大阪湾の創出に向けた取組みの推進	「湾内海の環境の保全に関する大阪府計画」に基づき、豊かな大阪湾の創出に向けた取組を進めるとともに、国の基本計画の変更等を踏まえ、計画の裏返しに向けた取組を進めるとともに、大阪湾沿岸23自治体で構成する「大阪湾環境保全協議会」において、大阪湾の環境保全を啓発します。さらに、大阪湾再生推進協議会(事務局:近畿地方産業局)が策定した「大阪湾再生行動計画」に基づき、水質一斉調査などを実施し、関係機関と連携しながら大阪湾の水質改善を推進します。	6 12 14 17	-湾奥部に設置している環境改善モデル設備のモニタリング -株式会社「アスミル」との連携による大阪湾再生プロジェクトを推進するワーキングイベントの開催(5回) -大阪湾フォーラムの開催、フィッシングショー等のイベントへの出展(5回)	○	◎	◎	◎	海洋プラスチック問題の解決や生物多様性の保全といった世界的な課題の解決に向けて、大阪湾の環境保全を通して、府民の理解と行動変容を促進するため	大阪湾の海ごみを回収するとともに、その発生抑制のための実態調査や啓発を行うことにより、海洋プラスチックごみの削減を図るため。			
13	水環境	2030年度に大阪湾に流入するプラスチックごみの量を半減する。				「豊かな大阪湾」の実現のため、プラスチックごみを含め人の活動に伴うごみの発生を抑制し、水質を改善し、大阪湾に流入するプラスチックごみの量を2030年度(2021年度比)で半減する目標を達成すること。(目標年度:2030年度)	3 6 14 17	-大阪湾に流入するプラスチックごみの推計方法の確立 -河川流域の自治体等で構成する協議会を活用した発生源対策の推進 -市民が参加し得る美化活動の展開(「ごみ拾い」ながら運動の活用等) -大阪湾の海ごみの回収の推進(「海洋漂着物等対策事業」参照)	○	◎	◎	◎	海洋プラスチック問題の解決や生物多様性の保全といった世界的な課題の解決に向けて、大阪湾の環境保全を通して、府民の理解と行動変容を促進するため	大阪湾の海ごみを回収するとともに、その発生抑制のための実態調査や啓発を行うことにより、海洋プラスチックごみの削減を図るため。				
14	水環境	2030年度に大阪湾に流入するプラスチックごみの量を半減する。				海洋漂着物等対策	大阪湾の海ごみを回収するとともに、その発生抑制のための実態調査や啓発を行うことにより、海洋プラスチックごみを含まず海洋漂着物等の削減を図ること。	12 14 17	-海洋管理者が回収する漂着ごみ等の組成調査、9月分 -市町村等の海洋漂着物等対策への補助(5団体)	○	◎	◎	◎	中長期的かつ世界的な視野である海洋プラスチック問題の解決に向けて、「大阪ブルーオーシャンビジョン」実行計画や「海ごみゼロ計画」等により、プラスチックごみによる河川や海洋汚染の防止を図るため。	大阪湾へ流入するプラスチックごみを抑制し、自然豊かな水辺環境を保全・再生するため。			

化学物質対策分野に係る施策

15	化学物質	府域における化学物質削減量を2019年度実績値(1.10トン)から削減する。				環境リスクの高い化学物質の排出削減	環境リスクの高い化学物質に係る環境リスクを低減すること。	3 6 11 12	-環境リスクの高い化学物質の排出を削減する。 また、排出削減の効果を検証するため、有害大気汚染物質モニタリング等の測定データを活用し、環境中の排出量データと環境モニタリングデータ及びその関連性等について比較検証を進めていきます。	○	◎	◎	◎	事業者による自主的な環境負荷低減の取組みを促進する仕組みであるため	環境リスクの低い化学物質の代替を促進するとともに環境改善を進める取組であるため
16	化学物質	化学物質を取り扱う事業者に対し立入検査等により指導を行うことにより、大規模災害時における化学物質による環境リスク低減対策の推進を図る。				大規模災害時における化学物質による環境リスク低減対策の推進	大規模災害時に備えた事業者による化学物質の自主的管理の強化を図ること。	3 6 11 12	-「届出された化学物質管理計画書の進捗状況の把握、立入検査等による対策推進の指導	○	◎	◎	◎	事業者による自主的な環境負荷低減の取組みを促進する仕組みであるため	災害時における化学物質の流出量による環境リスク低減の取組みを促進するため
17	化学物質	化学物質等の環境リスクに関する情報をわかりやすく開示することにより府民の理解を促進するとともに、セミナーの開催等を通じて、リスクコミュニケーションの推進を図る。				化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進	化学物質による環境リスクに関する科学的な知見・情報を府民・事業者・行政が共有し、相互理解を深めるための対話である「リスクコミュニケーション」の取組を推進すること。	3 4 6 11 12	-化学物質に関するセミナーの開催	○	◎	◎	◎	事業者による自主的な環境負荷低減の取組みを促進するため	府民の環境リスクについての理解を促進するとともに、環境リスクを踏まえた事業者による予防的措置の検討・実施を促進するため
18	化学物質	事業者や土地所有者等への制度の周知徹底や適正な指導により、土壌・地下水汚染による府民の健康影響の防止を図る。				土壌・地下水汚染対策の推進	土壌汚染の早期発見、汚染土壌の適正な管理・処理による周辺住民の健康影響の防止、事業者における事業活動の未然防止及び地下水汚染対策を推進すること。	3 6 9	-土壌汚染状況調査、汚染の除去等の措置、地下水汚染対策等の指導	◎	◎	◎	◎	環境に負荷を与える行為を規制する仕組みであるため	環境リスクを踏まえた事業者等による予防的措置の検討・実施を促進するため

快適な地域づくり分野に係る施策

19	快適	自動車騒音、航空機騒音及び新幹線騒音に係る生活環境保全を推進する。				騒音・振動の防止	騒音・事業場、建設作業及び道路等からの騒音・振動を防止し、また、騒音・振動に関する府民、事業者、行政のリスクコミュニケーションの取組を推進すること。	9 11	-自動車騒音モニタリング調査の実施(10町村) (自動車騒音に係る環境基準の達成率:94.6%(2019年度)) -航空機騒音調査の実施(大阪国際空港周辺:3年3地点、短期2地点、関西国際空港周辺:短期2地点) -市町村研修会の開催(2回)	○	◎	◎	◎	生活環境を保全するために、工場・事業者等への騒音・振動対策を推進しているため	関係機関に最新のデータを提供し、騒音・振動対策の推進を働きかけるため。また、市町村に対し騒音・振動規制上必要な知識及び技術を提供することで、対応力を向上させるため。
20	快適	生活騒音問題に係る関係者間のリスクコミュニケーション促進事業				生活騒音に係るリスクコミュニケーション促進事業	法令の規制のない生活騒音問題の未然防止、早期対応により、生活環境の保全を図ること。	3 11	-生活騒音に関する実態調査 -一般の方と専門家向けのマニュアル等の作成	○	◎	◎	◎	法令の規制のない生活騒音について、これまでの知見を収集・整理し、当事者や関係機関に関わる関係者より、事業の原因究明の方法や対応例等を示すことで、生活騒音の問題の未然防止、早期対応に資するため	
21	快適	市町村が実施する悪臭防止に対する規制指導を支援することで、府域の環境保全を図る。				悪臭防止規制指導に関する市町村支援	悪臭規制事務を担当する府内の市町村が適正な悪臭規制を推進できるよう市町村への支援を行うこと。	3 11	-市町村からの悪臭規制、指導に関する問合せの対応 -悪臭防止施設状況調査の取組み -市町村悪臭規制担当職員研修会の実施(1回)	◎	◎	◎	◎	悪臭に対する規制事務を担当する市町村への支援を通じ、より良質な環境の維持を促進するため。	

No.	分野	目標	基本方針 (主なもの)			施策事業名等	目的	内容	関連する SDGs ゴール	取組情報	2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係				2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係(詳細)			
			①	②	③						①中長期的 かつ 世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上			①中長期的かつ世界的な視野 (詳細)	②環境・社会・経済の統合的向上		
												外部性の 内部化	環境負荷 の向上	環境リスク・ 移行リスク への対応		自然資本 の強化	外部性の内部化(詳細)	環境効率性の向上(詳細)
22	快適	工業用水法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく地下水採取の規制等により、地盤沈下の未然防止を図る。		○		地盤沈下対策に係る規制指導	地盤沈下を未然に防止するため、工業用水法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき地下水採取の規制等を行うこと。	11	・工業用水法に基づく許可、地下水採取報告徴収 ・地盤沈下量、地下水水位の観測 14箇所 ・地下水水位の観測を行っている。		◎		○			環境に負荷を与える行為を規制する仕組みであるため。	環境リスクを踏まえた事業者等による予防的措置の検討・実施を促進するため。	
23	快適	環境データから環境現象を正しく理解することで、学びの成果を日々の生活に役立て、暮らしを便利に豊かにする。	○			環境データ「見る」「知る」「活かす」推進事業	産学官連携による環境データのさらなる活用を進め、多様な主体や世代の交流・連携を促進し、府民の環境意識の向上を図り、行動変容を促すこと。	2.3 4.6 7.8 9.11 12.13 14.15 17	・庁内部局と連携して環境データの新たな活用を検討するとともに、2021年度から年間府が主催・運営した環境データ活用拠点で民間が実施するイベント等に環境データの活用事例等を提供し、これらの取組を広く情報発信します。 また、府が2024年1月に公開した大阪府ダッシュボードのうち、環境分野のコンテンツ「大気・公共用水域常時監視測定結果」を作成し、グラフやマップを用いてわかりやすく情報発信します。		○		◎		世界的な課題である大気・水環境問題の解決に向けての基礎データを提供するため。	次世代を担う若者等との連携により、環境リスクの予防に必要な取組を促進		
24	快適	公害審査会を適切に運営する。			○	公害審査会	公害紛争処理法に基づき、知事の別属機関として公害に係る紛争について調停、あっせん、仲裁を行い、府域の紛争解決に取り組むこと。	3 6 11	・公害紛争処理法に基づく申請に対応して、中立公正な立場から紛争の解決を図る。			◎				公害に係る紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行うことにより、その迅速かつ適正な解決を図ることを目的として設置している機関であるため。		
25	快適	・事業者に対して環境アセスメントの適切な実施を指導する。 ・事後調査結果の報告を受けて必要に応じて事業者が環境保全についての措置を講じるよう求める。 ・環境の状況の変化などに伴う新たな課題に対応して技術指針を適宜見直す。			○	環境影響評価制度	環境影響評価法及び大阪府環境影響評価条例に基づき環境アセスメント手続を行うことにより、大規模事業に係る環境保全について、適正な配慮がなされることを確保すること。 学識経験者により構成される環境影響評価審査会の調査委員が円滑に行われるよう事務局と同審査会を適切に運営します。また、環境影響評価法の対象事業について、環境影響評価報告書の作成を指導するとともに、事後調査報告書の提出を受けて対象事業の実施による環境影響及び環境保全対策の履行状況を確認し、必要に応じて事業者が環境保全についての措置を講じるよう求めます。	3 6 8 9 11 12 14 15	・環境配慮の事前検討やわかりやすい環境影響評価報告書の作成等に関する事業者への適切な指導		○	◎	○	○	○	中長期的かつ世界的な課題である脱炭素社会の構築に寄与するため。	事業者が環境の保全に十分に配慮して行われるようにすることを目的とする制度であるため。	汚染物の発生などの環境負荷の低減を含め、事業者が環境の保全に十分に配慮して行われるようにすることを目的とする制度であるため。 化学物質及び温室効果ガスの排出抑制を含め、事業者が環境の保全に十分に配慮して行われるようにすることを目的とする制度であるため。 自然資本の特長可能な利用・維持・充実を含め、事業者が環境の保全に十分に配慮して行われるようにすることを目的とする制度であるため。